

東京都生計分析調査の概要

1 調査の概要

東京都生計分析調査は、都内の世帯（農林漁家及び単身者等の世帯を除く。）を対象として生計収支の調査を行い、収入階層、生計支出階層、世帯形態、世帯人員別及びその他世帯の特性による集計結果を通して、都民の暮らし向きの実態を明らかにし、都行政における福祉、労働、消費者対策、その他社会、経済上の各種施策を立案、実施するための基礎資料を提供することを目的に、昭和47年7月から実施している。

この調査は、都が行う重要な統計調査として、東京都統計調査条例（昭和32年東京都条例第15号）及び東京都統計調査条例に基づく都指定統計調査の指定等に関する規則（平成3年東京都規則第25号）の規定に基づき、都指定統計（指定統計調査第2号）に指定されている。

2 調査の沿革

昭和21年4月、28都市について「緊急都市家計調査」が物価庁により実施されたが、その内容は、勤労者について行われる「都市家計調査」のほか「農家家計調査」及び「農家生計費調査」の3種に分かれ、そのうち「都市家計調査」は労働省に移管されたが、昭和23年3月、この調査は、各都市の実情に即して実施することが適当であるとの要望に応じて、国の事業としては中止された。以後、各都府県市においては、それぞれ独自の家計調査を実施していた。

都はこれを受け継ぎ、昭和23年4月「東京都家計調査」として発足し、世帯主年齢30～45歳、世帯人員3～6人の勤労者世帯200を調査し毎月公表してきた。昭和27年4月より、調査対象を400に倍化し（区部）また、標準農家世帯100（郡部）をも調査したが、昭和28年4月に、調査対象の適格要件を、世帯主年齢28～40歳、世帯人員4人～5人へと変更し「東京都標準世帯家計調査」と改称した。その後、耐久消費財調査の併行（昭和28年10月）農家調査の廃止（昭和30年4月）などを経て昭和39年1月に至り、世帯細分化の傾向に応じ（昭和35年国勢調査）調査対象の要件を変更して、世帯主年齢31～45歳（子供1人、2人の場合の妻の平均年齢に結婚差年齢を加えて夫の年齢を算出）世帯人員3～5人とし「東京都生計調査」と改称した（区部430、市町村部70）。

昭和39年12月より、勤労者世帯の生活実態を総合的にとらえる「特別調査」（年1回）を併行して実施した。

しかし、昭和46年10月に決定された東京都生計関連指標作成方針に基づき、これまでの調査は昭和47年3月で打ち切り、同年7月から「東京都生計分析調査」と改称し、468世帯を調査し、これに総務省の家計調査分528世帯を加えて、996世帯（区部636、市部348、町村部12）を集計分析することになった。その後、昭和53年、家計調査の区部で12世帯削減され、家計調査の516世帯を含め984世帯（区部624、市部360）に変わった。

平成15年から、東京都生計分析調査の区部で192世帯削減し、家計調査の516世帯を含

め 792 世帯（区部 408、市部 384）に変わった。

東京都生計分析調査年表

年 月	調 査 世 帯 数	収支項目分類数	用途分類数
昭和 47 年 7 月	996 (区部 636、区部調整係数 2.00)	278	104
昭和 53 年 1 月	984 (区部 624、区部調整係数 2.00)	-	-
昭和 54 年 1 月	-	525 (+247)	106 (+2)
昭和 56 年 1 月	984 (区部 624、区部調整係数 1.67)	560 (+35)	176 (+70)
昭和 58 年 1 月	984 (区部 624、区部調整係数 1.50)	-	-
昭和 60 年 1 月	-	557 (-3)	-
昭和 62 年 1 月	-	534 (-23)	-
平成 2 年 1 月	-	540 (+6)	-
平成 4 年 4 月	-	539 (-1)	-
平成 5 年 1 月	984 (区部 612、区部調整係数 1.40)	-	-
平成 7 年 1 月	-	552 (+13)	-
平成 10 年 1 月	984 (区部 600、区部調整係数 1.37)	-	-
平成 12 年 1 月	-	554 (+2)	-
平成 14 年 1 月	-	556 (+2)	-
平成 15 年 1 月	792 (区部 408、区部調整係数 1.91)	-	-
平成 17 年 1 月	-	550 (-6)	-
平成 20 年 1 月	792 (区部 408、区部調整係数 1.88)	549 (-1)	-

収支項目分類数と用途分類数の()内は、増減数

3 調査の対象

東京都生計分析調査の調査対象世帯は、都内の世帯である。ただし、次に挙げる世帯は調査対象から除外している。

- (1) ・耕地 10 アール以上を耕作して農業を営む世帯
 ・耕地 10 アール未満の世帯及び耕地を耕作しない世帯のうち、農業粗収益が前記規模から得られるものと同等以上の世帯
- (2) 林業を営む世帯
- (3) ・漁船を使用して海面又は内水面において漁業を営む世帯
 ・漁船を使用しなくても、定置網漁業、内水面養殖業又は海面養殖業を営む世帯
- (4) 単身者世帯
- (5) 外国人世帯
- (6) 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舍を含む）を営む併用住宅の世帯
- (7) 賄い付き同居人のいる世帯（素人下宿）
- (8) 住み込みの営業上の使用人が 4 人以上いる世帯
- (9) 世帯主が長期間不在の世帯

4 調査世帯の選定

東京都生計分析調査は、標本抽出調査であり、標本調査の資料としては、平成 17 年国勢調査の結果を用い、農林漁家世帯及び単身者世帯を除く約 330 万世帯を対象として標本設計を行った。

- (1) 標本の抽出には、層化 3 段抽出法を用いた。第 1 次抽出単位として区市町村、第 2 次抽出単位として調査単位区(隣接する国勢調査調査区二つで 1 調査単位区を構成)、第 3 次抽出単位として世帯を抽出する。

第 1 次抽出単位である区市町村を選定する際、人口規模、人口増加率、人口集中地区人口比率、非農林漁家比率等を考慮して選定した。

- (2) 調査単位区は、平成 17 年国勢調査調査区のうち、特別調査区(森林、公園、学校、大きな病院等)、水面調査区を除いた一般調査区全域を対象とする。

調査単位区数は、区市町村の対象世帯数を考慮して決定する。

調査単位区の選定は、まず、区市町村を当該区市町村に配分した調査単位区数の 2 分の 1 に地域分割し、次に、分割した地域を原則として 18 の国勢調査の一般調査区からなるブロックに分け、それらのブロックから 1 ブロックを任意抽出する。抽出したブロック内をさらに二つに区分し、それぞれの区分地域から調査単位区を選定する。調査単位区は、そのブロック内で 1 年に 1 回交替する。ブロック内で交替が終わった場合は、次のブロックに進み、調査単位区の交替を同様にして行う。

- (3) 調査世帯数は、1 調査単位区当たり 6 世帯として総務省の家計調査の調査世帯数 540 世帯をふくめて、792 世帯である。調査世帯は 6 か月間調査し、7 か月目に他の世帯と交替するが、その交替は、結果利用と実査面を考慮して、1 単位区、6 世帯を単位として行い、全体としては、毎月約 6 分の 1 の調査単位区で交替する。

地域別調査世帯数及び抽出率

地域	調査世帯数	家計調査	生計分析調査	抽出率	集計調整係数
区部	408	408	-	1/5385	1.882
市町村部	384	132	252	1/2862	1.000
計	792	540	252	-	-

調査世帯の選定は、調査員が作成する調査単位区内に居住するすべての世帯を記載した単位区世帯名簿から対象外世帯を除外して、勤労者世帯と勤労者以外の世帯別に乱数表を用いて行う。勤労者世帯と勤労者以外の世帯別の割当世帯数は、名簿上の比率にしたがう。

5 調査方法

調査方法は、世帯票、家計簿及び年間収入調査票を用いて行う。

- (1) まず、調査を引き受けた世帯について、世帯員及び住居に関する事項を世帯票(第3号様式)により、調査員が質問調査する。
- (2) その後、6 か月間、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯のうち無職世帯については、家計上の収入及び支出を、勤労者以外の世帯(無職世帯を除く。)については、家計上の支出のみを、調査世帯が自ら家計簿(第1号様式)に記入する。なお、家計簿は、1 か月を2期に分け、月2冊を調査世帯に配付し、半月ごとに調査員が回収する。
- (3) 記入開始1か月目の2期に、過去1年間の税込みの収入を年間収入調査票(第2号様式)によって自計調査する。

6 集計方法

家計簿等は、調査員が内容審査を行った上、東京都へ提出される。都は、さらに詳細な内容審査をした後、家計調査と生計分析調査を合算して集計する。

集計に当たっては、区部と市部で調査世帯の抽出率が異なるため、集計世帯数が母集団の大きさの約2862分の1になるように定めた集計調整係数を区部調査世帯の収支項目ごとに乗じて平均値を推計している。